第　１　２　次　山　形　県　交　通　安　全　計　画　の　概　要

第１２次交通安全計画の概要

【位置付け】　交通安全対策基本法（第 25 条第１項）の規定により、総合的かつ長期的な交通の安全に関する施策の大綱として、政府作成の第 12 次交通安全基本計画（R8.3 月末）に基づき、山形県交通安全対策会議が作成する県交通安全計画（R8.10 月策定）

【 期　間 】　期間は令和８年度～12 年度までの５年間

【基本理念】　○交通事故のない、安全・安心な山形県を目指して
○人優先の交通安全思想
○高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築

【第１１次交通安全計画（令和３年度～令和７年度）の検証】

◎　第１１次計画の目標 …　年間死者数２４人以下　年間重傷者数２８０人以下

◎　結　果 …　死者数は目標を達成した一方、重傷者数は目標を達成できず

	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７
死　者　数	２４	２６	３４	２４	２３
重傷者数	３４５	２９１	３１９	３４２	３０９

◎　課　題

・高齢者が犠牲となる事故が多い　［令和７年：山形県 65.2%（参考：全国 55.9%）］

・国道・県道等幹線道路での発生が多い　（全死者の 70%以上を占める）

１　道路交通の安全

（１）最終年目標（令和 12 年）

①　**年間の死者数**　　**18 人以下**（政府の第 12 次交通安全基本計画の目標値 1,900 人の概ね１%以下）

②　**年間の重傷者数**　**280 人以下**（第 11 次計画の目標を達成できなかったため、継続）

※重傷者：交通事故によって負傷し、１か月（30 日）以上の治療を要する者

（２）対策（１０の視点と８つの柱は政府の計画に沿って設定）

【１０の視点】

①　高齢者を交通事故から守るとともに交通事故を起こさないための総合的な対策
②　こどもの安全確保のための環境整備
③　歩行者の安全確保のための意識変容
④　自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備
⑤　外国人の交通安全対策の推進
⑥　特定小型原動機付自転車を始めとする小型モビリティの法令遵守の徹底と安全対策の推進
⑦　生活道路における歩行者等の安全確保
⑧　先端技術の活用推進
⑨　交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
⑩　地域が一体となった交通安全対策の推進

【８つの柱（施策）】

①　交通安全思想の普及徹底
②　安全運転の確保
③　道路交通環境の整備
④　車両の安全性の確保
⑤　道路交通秩序の維持
⑥　救助・救急活動の充実
⑦　交通事故被害者等支援の推進
⑧　交通事故調査・分析の充実

（３）主な施策　　※赤字は国の計画に沿って新たに盛り込む施策

１　交通安全思想の普及徹底
- 交通安全思想の普及に向けた戦略的な取組として「交通マナーアップ県民運動」の展開
- **一定の違反歴がある７５歳以上の方の運転免許証更新時における、運転技能検査、認知機能検査及び高齢者講習の適切な実施**
- **自転車の安全対策の強化**

※「ながらスマホ」の罰則強化、酒気帯び運転の罰則強化に関する広報啓発の推進　等

- **外国人に対する、外国語の動画やリーフレット等を活用した交通安全教育、広報啓発の推進**
- **特定小型原動機付自転車・ペダル付き電動バイクに係る安全教育、安全対策の強化**
- **最高速度３０キロメートル毎時の区域規制に加え、物理的デバイスを適切に組み合わせた「ゾーン３０プラス」の整備の推進**

２　安全運転の確保
- 高齢者に対する安全運転教育、認知機能検査などの運転適性相談等の充実
- 事業者に対する事業用自動車の安全管理対策の指導強化

３　道路交通環境の整備
- 交通安全に資する道路整備を行う事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進
- 通学路や未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路における交通安全の確保

４　車両の安全性の確保
- 自動車の先進安全技術に対応した自動車の検査及び点検整備の充実
- 自転車事故による被害者救済のため、自転車の損害賠償責任保険等への加入を促進

５　道路交通秩序の維持
- 飲酒運転、妨害運転などの悪質・危険・迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りの推進
- 重大事故に直結するおそれがある高速道路等における交通指導取締りの強化

６　救助・救急活動の充実
- ドクターヘリの活用など迅速な対応に向けた救急医療機関、消防機関等との連携協力体制の強化

７　交通事故被害者等支援の推進
- 交通事故相談及び各種救済制度の教示など交通事故被害者等支援の充実

８　交通事故調査・分析の充実
- 地理情報システム（ＧＩＳ）を活用した交通事故分析による交通事故情報等の「見える化」推進

２　鉄道交通の安全

（１）最終年目標（**令和 12 年**）：　**乗客の死者数ゼロの継続、運転事故全体の死者数の減少**

（２）２つの視点：①重大な列車事故の未然防止　②利用者が関係する事故の防止

（３）７ つ の 柱：①鉄道交通環境の整備　④鉄道車両の安全性の確保　⑦鉄道事故等の原因究明と事故等の防止
②鉄道交通の安全に関する知識の普及　⑤救助・救急活動の充実
③鉄道の安全な運行の確保　⑥被害者支援の推進

３　踏切道の安全

（１）最終年目標（**令和 12 年**）：　**踏切事故件数ゼロ**

（２）視　　点：踏切の状況等を勘案した効果的な対策の推進

（３）４ つ の 柱：①立体交差、構造改良及び歩行者等立体横断施設の整備　③踏切道の統廃合の促進
②踏切保安設備の整備及び交通規制の実施　④その他踏切道の交通安全及び円滑化等を図るための措置